

2 SDGs 未来都市等選定に係る評価のプロセスと方針について

4 ※本資料において、各用語は次のように表記する。

- 6 ・SDGs 未来都市等選定基準 … 選定基準
- 6 ・自治体SDGs 推進評価・調査検討会 … 検討会
- 8 ・自治体SDGs モデル事業 … モデル事業
- 8 ・内閣府地方創生推進事務局 … 事務局
- 10 ・自治体SDGs 推進関係省庁タスクフォース … タスクフォース

10 **I 事務局による整理（外形要件等）**

## 12 (1) 実施主体

事務局

## 14 (2) 実施目的

II で実施する、検討会による書面評価に付す提案の整理

## 16 (3) 実施期間

2019年3月6日（水）～15日（金）

## 18 (4) 実施内容

- 20 ・事務局による整理を行う。
- 20 ・選定基準に基づき、
- 22 「評価、採点に必要な事項が記載されているか」
- 22 「過度に冗長な表現となっていないか」について、確認を行う。
- 24 ・各評価項目について、「○」または「×」で評価する。
- 24 ・各評価項目について、「○」とした場合にも、募集要領等の内容に則していない場合や、記載内容が十分とは言えない、または、記載内容の説明が十分とは言えない場合
- 26 については、事務局評価意見を付す。

## 28 (5) 結果の整理

以下のとおり、2つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分ア	すべての評価項目について、「○」と評価されたもの	検討会による書面評価に付す。 (事務局評価意見がある場合には、合わせて付す。)
区分イ	上記以外のもの	以降の評価は行わない。

## 30 (6) 結果の公表

公表しない。

32

## 2 **Ⅱ-① 検討会による書面評価**

### 4 (1) 実施主体

4 検討会委員

### 6 (2) 実施目的

6 Ⅱ-②で実施する、検討会における総合評価（その1）の評価に資する評価

### 8 (3) 実施期間

8 2019年3月18日（月）～4月8日（月）

### 10 (4) 実施内容

- 10 ・検討会委員による評価を行う。
- 12 ・各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」「0～10点」  
14 または「0～15点」で採点する。（合計135点満点）
- 16 ・各委員は、SDGs未来都市として選定すべき特段の理由があると判断した提案に  
18 ついては、その理由を参考意見として記載する。
- 20 ・評価の際、前述の事務局評価意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資  
22 料として活用する。
- 24 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

#### 18 ア 各評価項目の点数

20 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員※の点数を単純平均した値（小数点  
22 第2位を四捨五入）とする。

24 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員  
26 を除く

#### 22 イ 提案全体の点数

24 提案全体の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

26 <2018年度選定都市からの提案に対する評価について>

- 28 ・2018年度選定都市からの提案に対する評価に際しては、「2 自治体SDGsモデル  
30 事業」について、評価を行う。
- 32 ・各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」、「0～10点」  
34 または「0～15点」で採点する。（合計70点満点）
- 36 ・各委員は、自治体SDGsモデル事業として選定すべき特段の理由があると判断した  
38 提案については、その理由を参考意見として記載する。
- 40 ・評価の際、前述の事務局評価意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資  
42 料として活用する。
- 44 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

#### 36 ア 各評価項目の点数

40 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員※の点数を単純平均した値（小数点

- 2 第2位を四捨五入)とする。
- 4 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員を除く
- イ 提案全体の点数
- 6 提案全体の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

8 (5) 結果の整理

提案全体の点数により、以下のとおり、3つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分Ⅰ	提案全体の点数が1～10位のもの	検討会による総合評価(その1)に付す。
区分Ⅱ	提案全体の点数が11～40位のもの	検討会による総合評価(その1)に付す。
区分Ⅲ	提案全体の点数が41位以下のもの	以降の評価は行わない。

10

<2018年度選定都市からの提案に対する評価について>

- 12 「2 自治体SDGsモデル事業」の点数により、以下のとおり2つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分Ⅳ	「2 自治体SDGsモデル事業」の評価点数について、区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案の中で、同項目の最低点数以上	検討会による総合評価(その1)に付す。
区分Ⅴ	「2 自治体SDGsモデル事業」の評価点数について、区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案のうち、同項目の最低点数未満	以降の評価は行わない。

14 (6) 結果の公表

公表しない。

16

## 2 II-② 検討会による総合評価（その1）

### 4 (1) 実施主体

4 検討会

### 6 (2) 実施目的

6 IIIで実施する、ヒアリングを行う提案の選定

### 8 (3) 実施期間

8 2019年4月12日（金）

### 10 (4) 実施内容

- 10 ・検討会により、ヒアリングを行う提案を選定する。
- 12 ・「II-① 検討会による書面評価」において、「区分Ⅰ」（提案全体の点数が上位1～10位のもの）に分類された提案について、ヒアリング対象とすることを確認する。
- 14 ・「区分Ⅱ」（提案全体の点数が上位11～40位のもの）に分類された提案について、各委員が「II-①」で記載した参考意見等を踏まえ、ヒアリング対象とするものを、20程度選定する。

16 <2018年度選定都市からの提案に対する評価について>

- 18 ・「II-① 検討会による書面評価」において、「区分Ⅳ」（区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案のうち、同項目の最低点数以上）に分類された提案について、ヒアリング対象とすることを確認する。

### 20 (5) 結果の整理

22 以下のとおり、2つに分類する。

分類	提案の取扱
ヒアリング対象（30程度）	ヒアリングを行う。
ヒアリング対象外	以降の審査は行わない。

24 ※ヒアリング対象に選定された30程度は、SDGs未来都市の選定推薦の候補となる。

26 <2018年度選定都市からの提案に対する評価について>

26 以下のとおり、2つに分類する。

分類	提案の取扱
ヒアリング対象	ヒアリングを行う。
ヒアリング対象外	以降の審査は行わない。

### 28 (6) 結果の公表

ヒアリング対象となった提案について、選定プロセス終了後に公表する。

2 **Ⅲ-① ヒアリング**

(1) 実施主体

4 検討会委員

(2) 実施目的

6 Ⅲ-②で実施する、検討会における総合評価（その2）の評価に資するヒアリング

(3) 実施機関

8 2019年5月8日（水）、9日（木）、10日（金）

(4) 実施内容

- 10 ・検討会により、提案者へのヒアリングを行う。  
12 ・評価の対象は、①SDGs 未来都市としての適格性及び②モデル事業に係る提案内容とする。

14 ※2018年度選定都市からの提案については、②モデル事業に係る提案内容を対象とする。

16 ・1提案に係るヒアリング時間は、プレゼン10分、質疑応答15分の合計25分程度とする。

18 ・各委員は、書面評価及びヒアリングを踏まえて、選定基準に基づき②の評価を行う。加えて、①②に関する参考意見を記載する。

20 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

22 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員※の点数を単純平均した値（小数点第2位を四捨五入）とする。

24 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員を除く

イ モデル事業に係る提案内容の点数

26 モデル事業に係る提案内容は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

28 (5) 結果の公表

30 公表しない。

2 **Ⅲ-② 検討会による総合評価（その2）**

4 (1) 実施主体

4 検討会

6 (2) 実施目的

6 選定推薦案の作成

8 (3) 実施期間

8 2019年5月15日（水）

10 (4) 実施内容

- 10 ・SDGs未来都市及びモデル事業の選定  
12 書面評価及びヒアリングを踏まえて、SDGs未来都市及びモデル事業の選定推薦  
14 案を決定する。
- 14 ・その他  
14 ヒアリングした都市についても、SDGs未来都市として適格でないと判断した提  
16 案について、SDGs未来都市として推薦の対象外とすることを確認する。

16 (5) 結果の整理

以下のとおり、3つに分類する。

分類	提案の取扱
SDGs未来都市の選定推薦	検討会として選定推薦する。
モデル事業の選定推薦	検討会として選定推薦する。
上記以外	検討会として推薦の対象外とする。

18 ※2018年度選定都市については、「モデル事業の選定推薦」か「上記以外」に分類する

20 (6) 結果の公表

22 検討会の選定推薦案及び議事要旨について、公表する。